

# 化学物質排出把握管理促進法の動向について

- 1.化管法の概要と令和2年度P R T Rデータの概要等について  
(化学物質の排出量・移動量の集計結果)
- 2.化管法施行規則の一部改正について

令和4年7月8日  
大臣官房環境保健部  
環境安全課

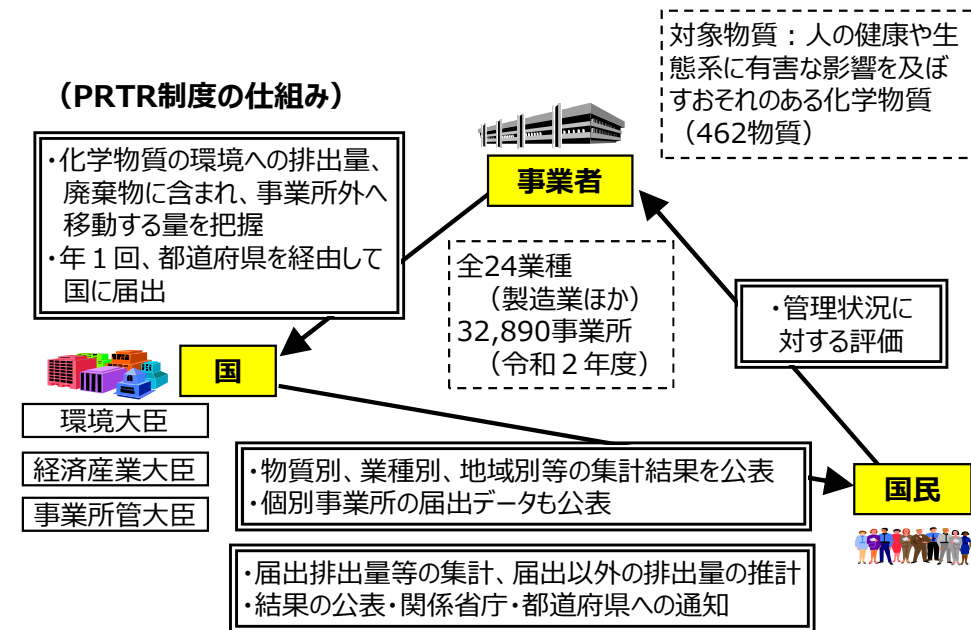
# 1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）

## 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

- ・平成11年制定「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
- ・目的は事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること
- ・対象事業者へ事業活動に伴う化学物質排出量の届出（PRTR制度）ならびに安全データシートの交付（SDS制度）を義務化

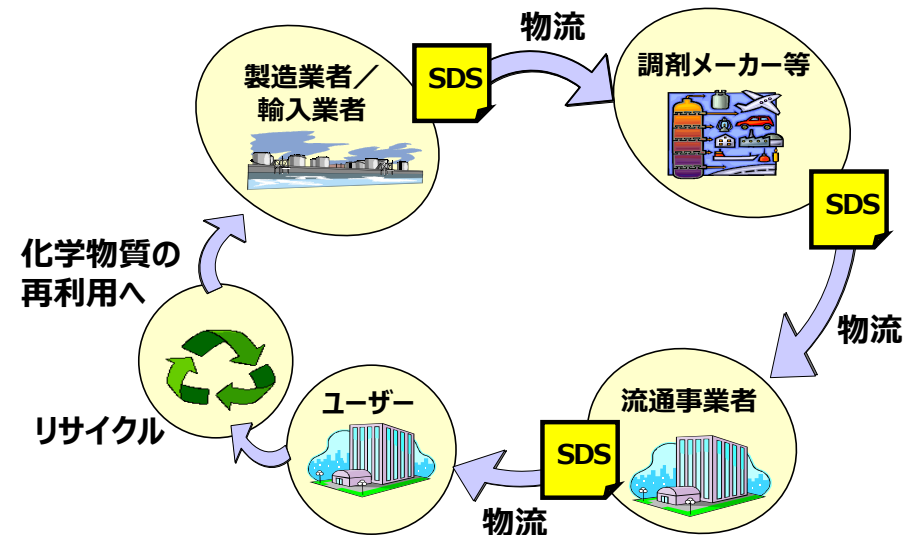
### PRTR制度（Pollutant Release and Transfer Register）

- ・対象事業者が、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計して公表する制度



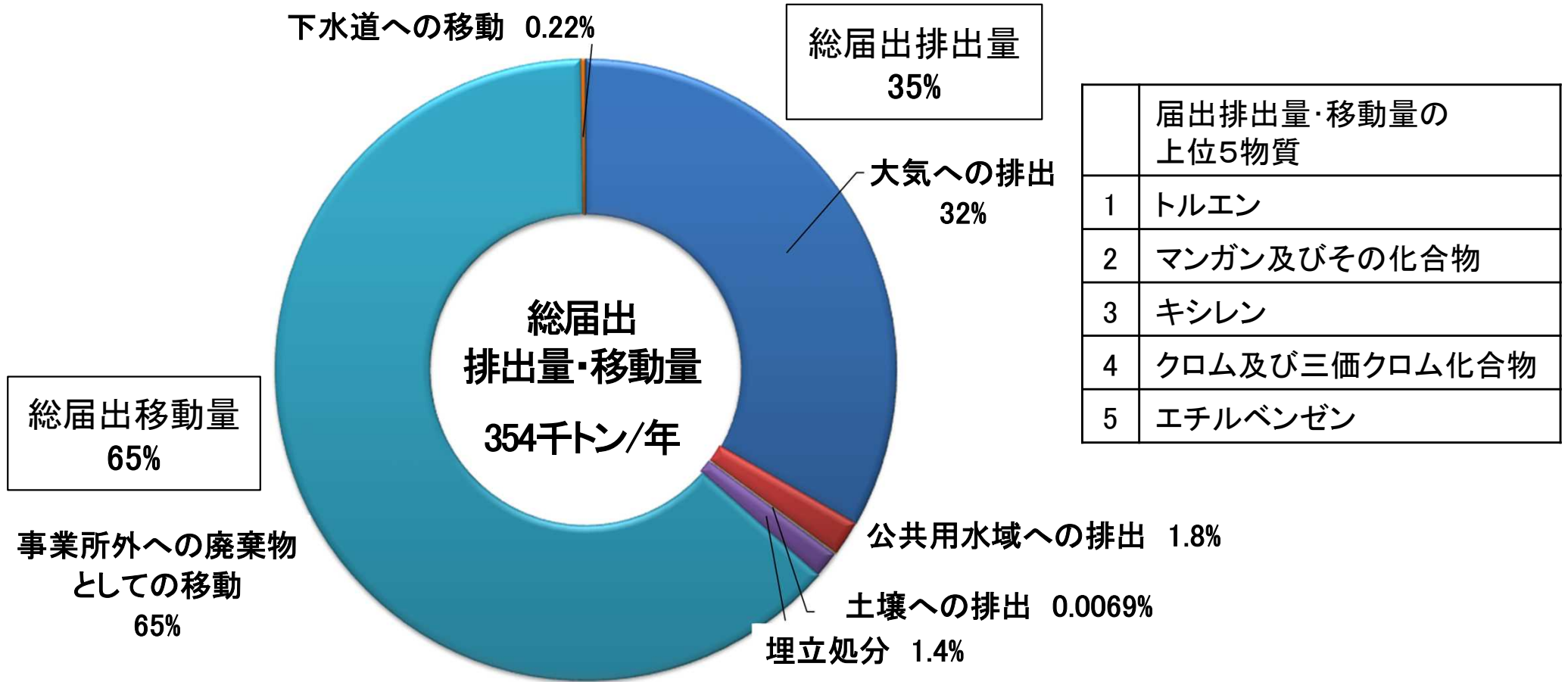
### SDS（安全データシート：Safety Data Sheet）制度

- ・有害性のおそれのある指定化学物質及びそれを規定含有率以上含有する製品を他の事業者へ譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度



# 令和2年度 総届出排出量・移動量

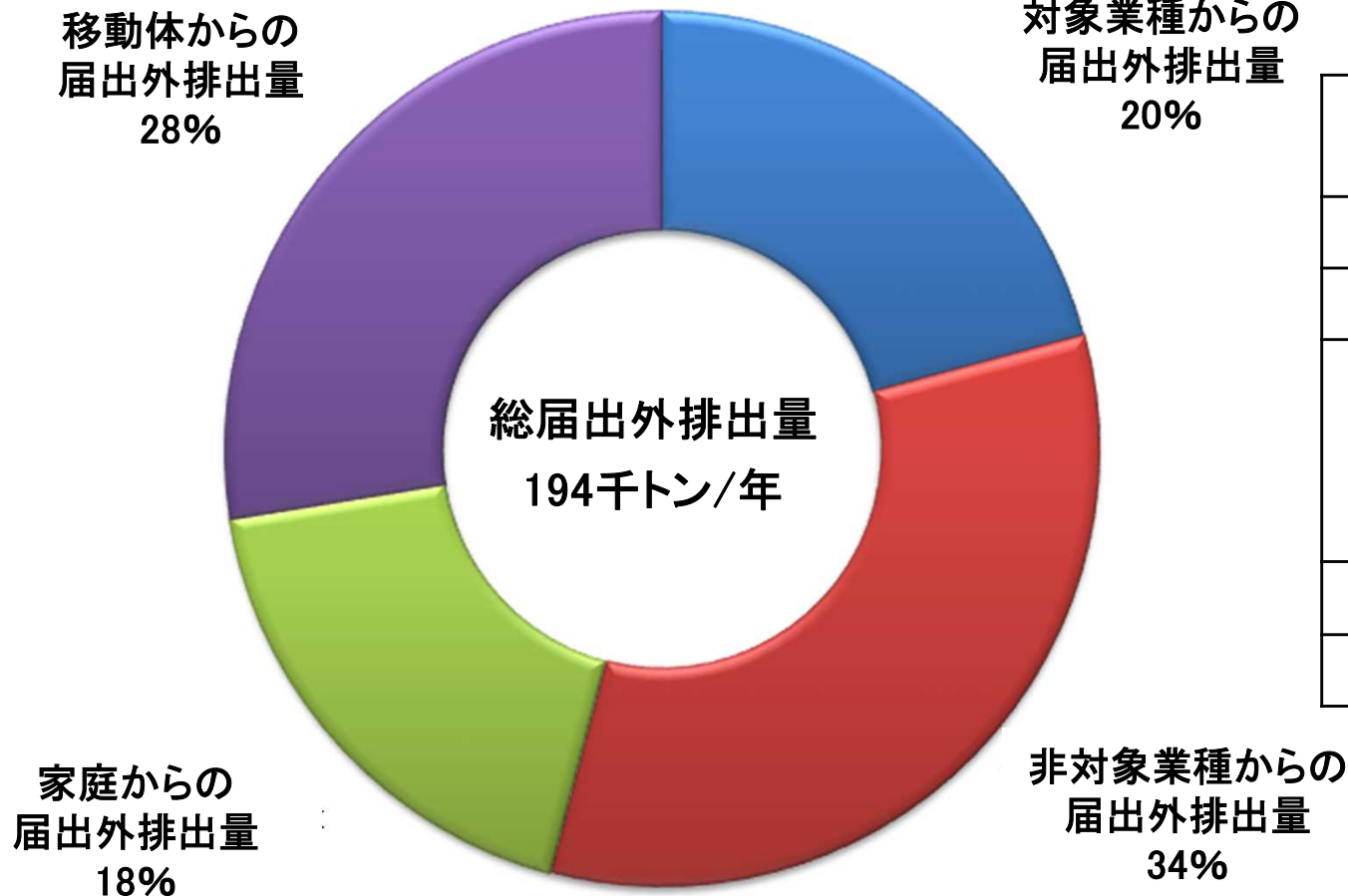
- 令和4年3月4日、事業者から届出のあった令和2年度の化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量等のデータの集計等を行い、公表した。



<届出対象の462物質のうち届出のあった431物質>

- ・届出事業所数 32,890事業所 (前年度33,318と比べて428事業所の減少)
- ・届出排出量 124千トン (前年度140千トンと比べて11.4%の減少)
- ・届出移動量 230千トン (前年度243千トンと比べて6.3%の減少)
- ・総届出排出量・移動量 354千トン (前年度384千トンと比べて8.2%減少)

# 令和2年度 届出外排出量の構成



	届出排出量・移動量の 上位5物質
1	トルエン
2	キシレン
3	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)
4	エチルベンゼン
5	D-D(1,3-ジクロロプロペン)

## < 推計対象とした物質(337物質) >

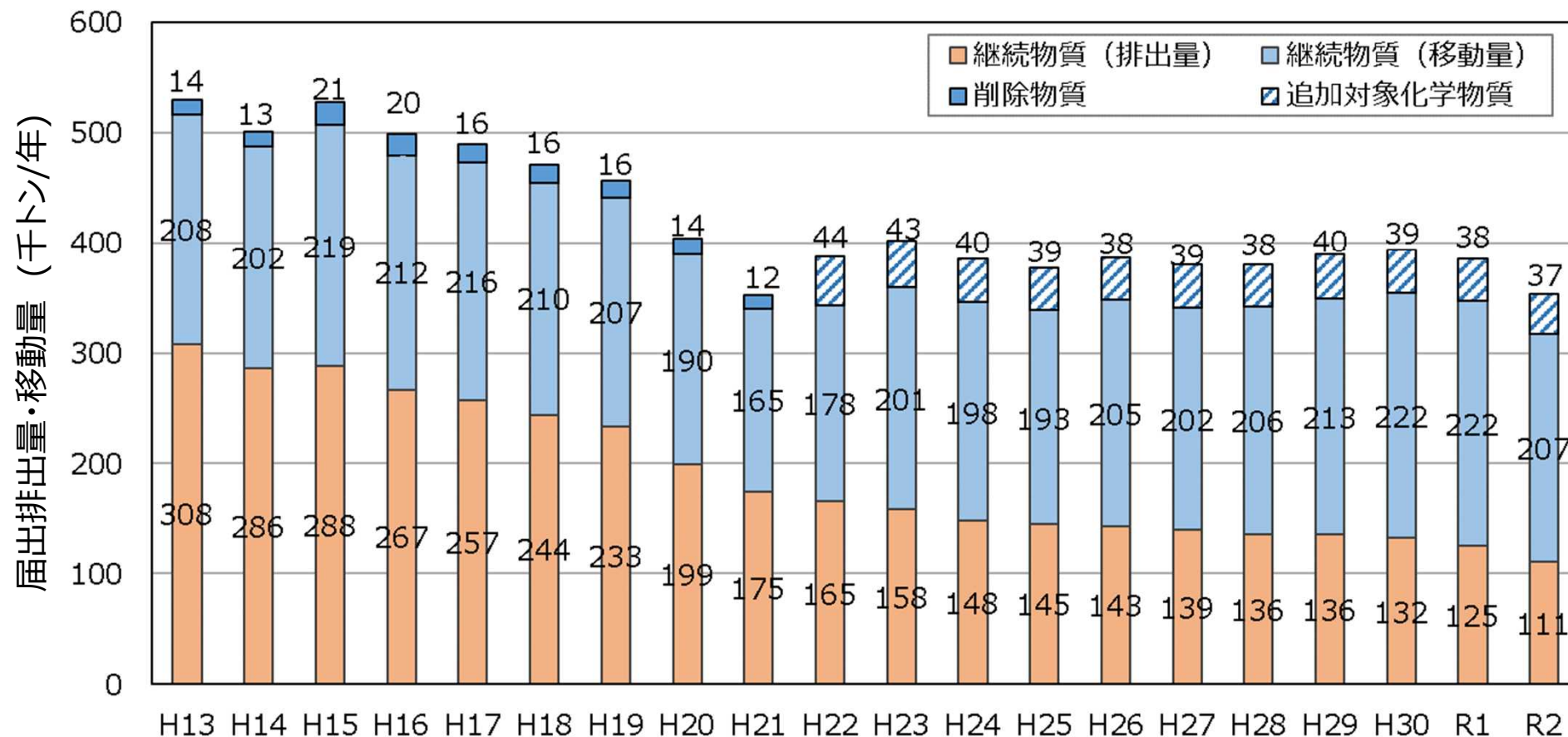
- 対象業種からの届出外排出量 : 38千トン(前年度43千トンと比べて13.2%の減少)
- 非対象業種からの排出量 : 65千トン(前年度69千トンと比べて6.2%の減少)
- 家庭からの排出量 : 35千トン(前年度38千トンと比べて8.6%の減少)
- 移動体からの排出量 : 55千トン(前年度57千トンと比べて3.6%の減少)
- 総届出外排出量 : 194千トン(前年度206千トンと比べて6.2%の減少)

# 平成13～令和2年度 届出排出量・移動量の経年変化

●化管法政令改正前後で継続して届出対象物質として指定された276物質(継続物質)の総届出排出量・移動量は317千トン(対前年度比▲8.6%)

＜排出量＞111千トン(対前年度比▲11.5%)

＜移動量＞207千トン(対前年度比▲7.0%)



※追加対象:化学物質:平成20年PRTRの届出対象に追加された186種類の第一種指定化学物質

※削除物質:平成20年PRTRの届出対象から除外された73種類の第一種指定化学物質

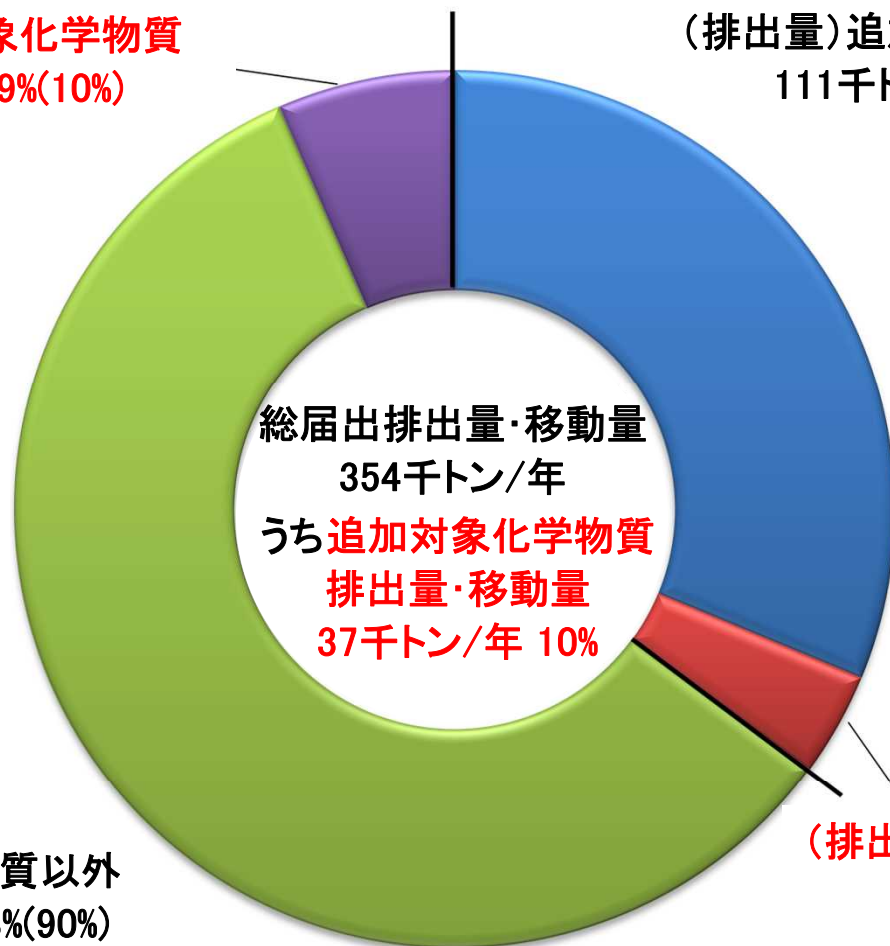
※化管法の見直しに伴う継続物質等の考え方

物質継続物質(276物質)には、政令改正前後で完全に同一の物質として継続して指定された物質(265物質)に加え、政令改正により統合又は分割された物質で政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質(4物質)及び政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全には一致しない物質(7物質)を含む

# 令和2年度総届出排出量・移動量の構成（追加対象化学物質）

(移動量)追加対象化学物質  
23千トン/年 6.9%(10%)

(排出量)追加対象化学物質以外  
111千トン/年 31%(89%)



(移動量)  
追加対象化学物質以外  
207千トン/年 58%(90%)

(排出量)追加対象化学物質 14千トン/年  
3.8%(11%)

追加対象化学物質の届出排出量・移動量上位5物質	
1	ノルマル-ヘキサン
2	塩化第二鉄
3	N,N-ジメチルアセトアミド
4	1,24-トリメチルベンゼン
5	1-ブロモプロパン

平成20年11月の化学物質排出把握管理促進法施行令の改正により追加された対象化学物質（以下、「追加対象化学物質」という）の届出排出量・移動量の集計結果は、以下のとおり。（届出対象の追加対象化学物質186物質のうち届出があった161物質）

- ・届出排出量 14千トン（前年度15千トンに比べて10.8%の減少）
- ・届出移動量 23千トン（前年度23千トンに比べて 0.1%の増加）
- ・総届出排出量・届出移動量 37千トン（前年度39千トンに比べて 4.2%の減少）

## 2. 化管法施行規則の一部改正について

- 排出把握管理促進法施行令の一部改正等に伴い、化学物質排出把握管理促進法施行規則の改正を行った。

### ○ 改正事項

- (1) 下水道法改正に伴う条ズレ措置(施行規則第四条)
- (2) 他法令により測定義務のある対象化学物質の排出量の把握と届出が必要とされている特別要件施設において把握すべき排出量に、水銀及びその化合物を追加(第四条)
- (3) 対象化学物質の見直しにより、対応化学物質分類名を付与(別表)
- (4) 管理番号欄等の追加による、届出様式の変更(様式第一)
- (5) 電子届出の通信方式としてダイヤルアップ方式の廃止による、電子届出申請様式の変更(様式第四)
- (6) R4年度～R6年度において電子届出のみ届出期間を6月末から7月末までに延長(施行規則附則関係)

### ○ 施行期日等

- 公布日:令和4年3月31日
- 施行日:令和5年4月1日(一部 公布と同時施行) ※次ページ参照
- 今後施行に向けて地方自治体や事業者への施行令及び施行規則の改正事項の周知を実施

# 化管法改正施行令等のスケジュール

改正の内容 (1)～(6)はR3改正施行規則		(1)(2)施行		(3)(4)(5)施行		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
政令	第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の見直し(施行令別表)	10/20公布		新PRTR物質の把握開始 新対象物質のSDS開始	新PRTR物質前年度分の届出 当該年度分の把握	
(1)	特別要件施設において把握すべき排出量の追加(施行規則第4条関係)		水銀及びその化合物の排出量の令和4年度分の把握	水銀及びその化合物の排出量の前年度分の届出 当該年度分の把握		
(2)	下水道法改正に伴う改正(施行規則第4条関係)	条ズレ適用				
(3)	対応化学物質分類名の付与(施行規則別表関係)				前年度分の届出についての適用申請・承認	
(4)	届出様式の変更(施行規則様式第一関係)				新PRTR物質前年度分の届出に適用	
(5)	電子届出の通信方式としてダイヤルアップ方式の廃止(施行規則様式第四関係)			廃止適用		
(6)	電子届出の届出期間の延長(施行規則附則関係)		電子届出のみ7月末までに届出(通常は6月末)			届出方法に関わらず6月末までに届出

※化管法改正施行令は令和3(2021)年10月20日公布、改正施行規則は、令和4(2022)年3月31日公布